

平成 31・32・33 年度建設局緊急修繕請負業者（備品修繕）登録
にかかる受注者の公募について

建設局の緊急修繕請負業者（備品修繕）について次のとおり公募する。

平成 31 年 3 月 1 日

大阪市建設局長 永井 文博

1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 - 1 - 10 ATC ビル ITM 棟 6 階
大阪市建設局総務部経理課（契約） 電話 06 - 6615 - 7167

2 修繕について

- (1) 修繕場所 大阪市建設局所管備品の保管場所
- (2) 修繕内容 予定価格が 200 万円以下の緊急修繕
- (3) 発注方法 受注者は、案件ごとに修繕内容に応じた種目から決定する。
- (4) 作業内容 現地確認→見積書作成→修繕施工→完成書類作成
(現地確認、見積書作成は無償にて行うこと。)

3 登録資格

(1) 登録可能種目

下記種目で、平成 31、32、33 年度本市入札参加有資格者として承認され登録しているもの。

	修 繕 内 容	登 録 種 目
備品修繕	産業用機器	19 産業用機器
	農業用機器	22 農業用機器
	自動車修理	37 自動車修理
	建設機械修理	21 建設用機器 又は 37 自動車修理

- (2) 登録申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないもの。
- (3) 登録申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないもの。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 の規定に該当しないもの。

4 申請書等の配布

(1) 配布開始日

平成 31 年 3 月 1 日（金）～

(2) 配布方法等

配布場所は 1 に同じ。ただし、本市の開庁日とする。時間は午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。（午後 0 時 15 分から午後 1 時を除く。）

または、建設局ホームページからダウンロードすること。

5 登録申請

(1) 申請書類

登録を希望するものは、次の書類により申請するものとする。

- ・建設局緊急修繕請負業者 登録申請書（兼誓約書）

(2) 申請受付期間

随時とする。ただし、本市の開庁日とし、時間は午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。（午後 0 時 15 分から午後 1 時を除く。）

(3) 申請受付場所は 1 に同じとする。

(4) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。

(5) 申請者より提出された資格審査資料は、申請者に無断で他に使用しない。

6 登録業者の決定等

(1) 毎月 20 日(本市閉庁日の時は翌開庁日)までに受付け、登録を認めたものには、翌月 1 日(本市閉庁日の時は翌開庁日)に登録決定通知書を交付する。

(2) 登録を認めなかったものに対しては、その理由を付した通知書を上記と同様に交付する。

(3) 登録期間は、登録決定の日より平成 34 年 3 月 31 日までとする。

7 その他

(1) 本登録の適用期間は、平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日とする。

※平成 31、32、33 年度本市入札参加有資格者として承認され登録している期間と同様

(2) 現在、既に平成 29・30 年度建設局修繕請負業者に登録されている方は、別途、登録継続についての案内文を送付しますので、本募集に申請される必要はありません。

建設局緊急修繕請負業者 登録申請書 (兼誓約書)

平成 年 月 日

大阪市建設局長 様

承認番号

--	--	--	--	--	--

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

⑩

建設局緊急修繕請負業者に登録を希望しますので提出します。

なお、申請にあたり、記載内容が事実と相違が無いこと及び関係法令及び貴局関係規定を遵守することを誓約します。

記

(ア) 登録を希望する建物修繕関係の工種

- 建築関係
- 給排水関係
- フェンス関係

登録を希望する備品修繕関係の種目

- 産業用機器
- 農業用機器
- 自動車修理
- 建設機械修理
 - ホイルローダー
 - 油圧ショベル
 - フォークリフト
 - 小型振動ローラー
 - 高所作業車
 - 不整地運搬車

※希望する建設機械にチェックを入れてください。

(イ) 連絡先

氏名

電話

()

(注) 1 本申請書は必要書類と併せて建設局総務部経理課 (〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6階) に持参または郵送で提出して下さい。なお、郵送の場合は必ず、返信用封筒 (必要切手貼付のこと) を同封して下さい。

2 本申請内容に変更が生じた場合は、速やかに担当まで申し出てください。